

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

一般用医薬品
使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

一般用医薬品
使用上、注意が必要な医薬品。
薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。
商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「してはいけないこと」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列されています。

第3類 医薬品

一般用医薬品
要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。
薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。
直接触れことができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

大阪市港区薬剤師会

06-6599-5187

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課

06-6944-7129